

## 高松市監査委員告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項および第4項の規定により実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成12年11月24日

高松市監査委員 花崎 政美  
同 吉田 正己  
同 三笠 輝彦  
同 桧山 浩治

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

平成12年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

| 対 象   |  | 期 間  |                          |
|-------|--|--|--------------------------|
| 部 課 等 | 事 務  |  |                          |
| 市民部   | 市民生活課(ボランティア活動推進室)<br>市民課<br>同和対策課<br>保険年金課<br>市民会館管理事務局<br>女性センター | 平成12年4月1日から平成12年8月31日までに執行した事務および財務に関する事務の執行 | 平成12年9月1日から平成12年10月10日まで |

#### (2) 監査の方法

平成12年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)および第15項(組織および運営の合理化)の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

#### (3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が見受けられたので、その事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。  
なお、改善済みのものおよび軽易な事項については記述を省略した。

#### (4) 改善を要する事項

職員の事務分掌を改善すべきもの

高松市から高松市連合自治会連絡協議会に対する活動事業補助金の支出事務において、支出側である高松市市民生活課の出納事務と受入側である高松市連合自治会連絡協議会の出納事務を同一職員が行っており、内部牽制組織上、問題があるので、事務分掌を改善されたい。

また、高松市民のねがい推進事業補助金および防犯灯維持管理事業補助金も同様の出納事務を行っており、内部牽制組織上、問題があるので、事務分掌を改善されたい。

市民部市民生活課

戻る